参考資料

	1		会議設置紙、メンバー表・・・・・・・・・・・・・・ 1
	2		規制改革閣議決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	3		免許法の参照条文・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
			基礎データ集
	1		各批制度の概要、数是各类性の控制更优(功工等)。
			免許制度の概要・教員免許状の授与要件(改正前)・・・・・・・・・ 5
			教員免許状の授与件数 (中・高教科別)・・・・・・・・・・・・・・・
	6	•	免許外教科担任に対する文部科学省のこれまでの対応・・・・・・・10
	7		免許外教科担任の実態(各教育委員会への聞き取り結果)・・・・・・11
	8		免許外教科担任の許可件数の推移・・・・・・・・・・・12
	9		都道府県別の許可件数・・・・・・・・・・・・・・・13
1	0		免許外教科担任許可件数・へき地指定校数・5学級以下の学校数(公立中学校)
1	1		教科別の許可件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
			保有免許状と免許外教科担任の担当教科表・・・・・・・・・・16
			免許外教科担任の許可理由別割合・・・・・・・・・・・・・・・ 18
			教員の採用状況(中・高教科別の志願者数、受験者数、採用者数)・・・・・19
			中学校の標準授業時数・・・・・・・・・・・・・・・・・20
			高校の標準単位数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
1	7		複数免許所持者に対する採用試験における取扱い状況・・・・・・・25
1	8		遠隔授業について・・・・・・・・・・・・・・・・26
1	9		遠隔授業の例 (熊本県高森町)・・・・・・・・・・・・・・28

免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議について

平成29年12月18日 初等中等教育局長決定

1. 趣旨

「規制改革実施計画」(平成29年6月29日閣議決定)において、免許外教科担任の縮小に向けた方策として、

- ①免許外教科担任が授業を行う際の教育の質の向上や教員の負担軽減を図ること
- ②免許外教科担任制度の許可の実態を調査し、許可を行う場合の考え方や留意事項 等について検討・整理し、制度の在り方の見直しについて検討すること とされたことを踏まえ、有識者会議を設置し専門的な知見からの検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 免許外教科担任制度の在り方について
- (2) その他

3. 構成員

- (1) 別紙の委員により検討を行う。
- (2)必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者から意見等を聴く ことができるものとする。

4. 検討期間

検討の実施期間は、平成30年1月15日から平成31年3月31日までとする。

5. その他

本会議に関する庶務は、初等中等教育局教職員課で行う。

免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 名簿

太田 修司 静岡県教育委員会静西教育事務所所長

岡本 裕之 東京都立日本橋高等学校校長

全国高等学校長協会管理運営研究委員会委員長

加治佐哲也 独立行政法人国立高等専門学校機構監事

川上 泰彦 兵庫教育大学准教授

木村 国広 長崎県教育庁義務教育課長

寺園 伸二 鹿児島市立伊敷中学校校長

富所 浩介 読売新聞東京本社編集局教育部次長

本図 愛実 宮城教育大学教授

松本 浩 埼玉県教育委員会市町村支援部長

村上 明寛 北海道教育庁学校教育監

山本 聖志 豊島区立千登世橋中学校校長

全日本中学校長会会長

50音順(敬称略)

規制改革実施計画(平成29年6月29日閣議決定)

II 分野別実施事項

5. 投資等分野

(1)規制改革の観点と重点事項

ICTの一層の活用や事業者等の要望への幅広い対応の観点から、①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化、②官民データ活用、③IT時代の遠隔診療、④IT時代の遠隔教育、⑤日影規制の見直し、⑥電波周波数の調整・共用、⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し、⑧その他について、重点的に取り組む。

(2)個別実施事項

④ IT 時代の遠隔教育

<u> </u>)II 時代の迷惘教育						
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省			
14	免許外教 科担任の 縮小に方策		a: 平成 29 年 度以降継続的 に実施	文部科学省			
		b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等果故に許可するよう、各都道府県教育委員会に指導する等にない。 育委員会に指導する等にかいて実践を調査し、これを踏まえて許可を行う場合のいまえた。 対し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。	b:平成 29 年 度検討開始、 平成 30 年度 結論・措置				

参照条文

○教育職員免許法(昭和24年法律第147号)

(免許)

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければな らない。

 $2 \sim 6$ 略

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

$2 \sim 4$ 略

- 5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。
 - 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業(職業指導及び職業実習(農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。)を含む。)、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)及び宗教
 - 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)及び宗教
- 6 略

附則

2 授与権者は、当分の間、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

〇教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)

附則

- 18 免許法附則第二項の規定により、ある教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)が、当該教科の教授を担任しようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭等は、連署をもつて、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。
- 一 設置者、学校名及び位置
- 二 校長及び当該教科の教授を担任しようとする主幹教諭等の氏名
- 三 教授を担任しようとする教科の名称及び期間
- 四 前号の教授を担任しようとする事由
- 五 第二号に掲げる主幹教諭等の履歴及び所有する免許状の種類
- 六 当該学校の学級編成及び免許教科別教員数